

## 松本市市道等の占用に関する規則について

## 1 道路占用許可申請について

- (1) 申請書（様式第6号(第6条関係)）は2部提出してください。
  - (2) 申請書を維持課で受領後、許可手続きに約2～3週間ほどかかりますので、余裕を持って申請いただくようお願いいたします。
  - (3) 各種申請書記載要領については、松本市ホームページ記載の道路占用許可申請の手引き内「道路占用許可申請書の書き方」をご参照ください。
- ※ 既に占用許可されている物件の布設替工事を行う場合も、変更の占用許可申請が必要になりますので、ご注意ください。

## 2 道路掘削許可申請について

## (1) 概要

上下水道・ガス等の各戸引き込み工事等の軽易な掘削工事については、新たな占用許可申請(変更申請)を必要としない既許可物件(本管等)の軽易な変更として取り扱うこととし、道路掘削工事許可として扱うもの。

## (2) 対象

- ① 各戸へ引き込むための上水道管、下水道管、ガス管、又は電線の埋設工事で、工事期間が1日程度であるもの。(占用延長が20mを超えないもの)
- ② 本管理設工事等に先立つ試験堀等で、工事期間が1日程度であるもの。
- ③ 電柱等のアース設置工事で、工事期間が1日程度であるもの。
- ④ その他これに類するもの。

## (3) 一般的事項

- ① 申請書1部と同時に許可書1部を提出してください。また、掘削申請の際には、道路工事届(消防署提出用1部)及び道路使用許可申請書(警察署提出用2部)を同時に提出してください。
- ② 申請書を維持課で受領後、許可手続きに1週間ほどかかりますので、あらかじめご承知おきください。

申請様式、申請方法等は昨年度からの変更はありません。占用許可・道路掘削許可に係る必要な各種様式は、ホームページよりダウンロードができます。「道路占用許可申請の手引き」も掲載しておりますので適時ご確認ください。

松本市公式ホームページ → 住まい・交通 → 道路・水路・交通機関 → 道路・橋梁 → 市道占用について の順にクリック。または、トップページの検索欄に「市道占用」と入力し検索してください。

アドレス <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/83/3257.html>



二次元コード

不明な点等がありましたら、建設部維持課管理担当（電話 34-3019）までご連絡ください。

## 【道路工事に関する注意事項】

- (1) 舗装本復旧が未完了なものがああります。該当箇所は早急に本復旧工事を施工し、完了届を提出してください。(いつまでも責任を問われます)
- (2) 管路の布設替えなどにより不要となる施設は、新たな占用工事に伴い撤去してください。
- (3) 工事を行う場合は、早めに予告看板等を設置し、その工事の目的、施工者、工事期間、通行規制の方法及び時間帯を必ず明記してください。また、迂回路において、ほかの工事による通行規制の予定がないか確認してください。
- (4) 仮・本復旧とも舗装面は現況路面にすり合わせるものとし、余盛りは行わないでください。
- (5) 道路復旧は原状復旧が原則です。工事に付随して沿道の住民より民地側の舗装を要望がされたときは、維持課と協議してください。
- (6) 申請書には、建築計画の平面図を利用し、どんな事情で占用したいか明記してください。
- (7) 掘削した状況により予測と違う舗装構成が確認されたときは、復旧前に相談の上、指示に従い施工してください。(舗装厚さ、コンクリート、安定処理されていた場合など)
- (8) 浸透枳付近(浸透層)の掘削はできません。配管場所の選定には注意するとともに、掘削中に露出したときは工事を中止し、相談の上、指示に従ってください。
- (9) 掘削箇所にわき水やたまり水が確認されたときは、復旧前に相談の上、土砂の流出や地盤の緩みを防止するための対策を講じてください。
- (10) 必要以上の舗装切断が舗装劣化の要因となっています、切断は掘削範囲に留まるよう注意し、もし必要以上に切断したときは、その範囲も含めて舗装の打換えを実施してください。
- (11) 本復旧時は、影響幅の上層路盤も含めた全体を打替えてください。
- (12) L型側溝やU字溝など下を通過するときは、構造物を一時撤去した上で管を敷設してください。やむを得ず撤去が不可能な場合は、最小限の掘削で鞘管による推進工法により施工してください。
- (13) 規制に関する路面表示は、仮復旧の段階でも復旧し、本復旧時には溶融式で現状に復してください。
- (14) 道路側溝に土砂を落とさないよう努め、工事完了後は側溝の清掃をしてください。

## 令和 8 年度 道路占用許可申請等の主な変更点について

## 1. 道路占用許可申請の手引きについて

- (1) 仮復旧時に先行して上層路盤を入れて本復旧時に上層路盤の入替えを省略することができる条件が一部緩和されました。
- (2) 大型車の交通量が多い道路は進行方向に対してV型または◇型の形状で本復旧をしてください。
- (3) 同時期に複数個所を掘削し、互いの本復旧範囲の距離が1.2m未満の場合、その間も本復旧してください。  
ただし、分譲地等で複数の引込・取付管を設置する場合や、既設管を閉栓し新たに引込・取付管を設置する場合は1.2m以上であってもその間も本復旧範囲としてください。

## 2. 道路掘削許可書について

これまで個別に許可書に押印していた以下3点の指示を定型の許可条件として記載することとなりました。

- (1) 白線、道路標示は原状復旧すること
- (2) 舗装本復旧は道路全巾にて行うこと
- (3) 側溝等構造物の地山を崩さないように施工すること  
(地山断面写真、鞘管施工写真を添付すること)

つきましては、今後は個別の指示がなくても各自ご確認の上、遵守してください。

(新しい許可書の様式は市のウェブサイトに掲載しています。)

## 3. 着手届について

これまで明確ではありませんでした。今後は現況写真を添付するようお願いします。

令和8年度

# 道路占用許可申請の手引き

(地下埋設物件編)

松本市 建設部 維持課

## I 松本市市道の占用等に関する規則について

### 1 道路占用許可申請について

各種申請書記載要領

別添「道路占用許可申請書の書き方」参照

既に占用許可されている物件の布設替工事を行う場合も、変更の占用許可申請が必要。

### 2 道路掘削許可申請について

#### (1) 概要

上下水道・ガス等の各戸引き込み工事等の軽易な掘削工事については、新たな占用許可申請（変更申請）を必要としない既許可物件（本管等）の軽易な変更として取り扱うこととし、道路掘削工事許可として扱うもの。

#### (2) 対象

ア 各戸へ引き込むための上水道管、下水道管、ガス管、又は電線の埋設工事で、工事期間が1日程度であるもの。（占用延長が20mを超えないもの）

イ 本管理設工事等に先立つ試験掘等で、工事期間が1日程度であるもの。

ウ 電柱等のアース設置工事で、工事期間が1日程度であるもの。

エ その他これに類するもの。

#### (3) 申請方法等

別添「道路掘削許可申請書の書き方」参照

### 3 事務手順

許可申請 ⇒ 許可 ⇒ 工事施工 ⇒ 仮復旧完了届 ⇒ 本復旧着手届 ⇒ 工事施工 ⇒ 完了届

### 4 占用位置について

#### (1) 変更により廃止となる管は残置せず撤去すること。

やむを得ない事情で撤去できない場合は、許可を受けた上で、既設管の上に新しい管を埋設すること。 (図1参照)

#### (2) 側溝や路肩構造物等とは30cm以上離して掘削すること。 (図1参照)

#### (3) 埋設管・マンホール・表函（小さいものは除く）は、自動車荷重の影響が少ない車線中央に極力布設すること。

特に車両の制動を必要とする場所には設置しないよう努めること。(図2参照)

#### (4) 道路の斜め横断は極力さげ、復旧に関しては協議により面積確定すること。

(図3参照)

#### (5) カーブしている道路へ管を布設する場合には、路肩からの等距離で布設すること。

(図4参照)

#### (6) 分譲地などで複数の引込、取付け管等を設置する場合は、掘削箇所を最小限に集中し、一体化した舗装本復旧を行うこと。

(図5参照)

#### (7) 既設管を閉栓し、新たに引込、取付け管を設置する場合は、閉栓箇所に近い位置での引き込みを計画し、一体化した舗装本復旧を行うこと。

(図6参照)

## 5 路面舗装復旧について

### (1) 復旧断面

#### ア 仮復旧の舗装厚

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 交通量の少ない道路（大型車交通量1方向100台未満） | 4cm |
| 交通量の多い道路（大型車交通量1方向100台以上）  | 5cm |
| 歩道（乗入れは除く）                 | 3cm |

（主要幹線道路では、必要に応じて仮復旧においても基層を設けること）

#### イ 本復旧の舗装厚及び路盤構成

掘削したとき（仮復旧施工時）に、現状の舗装路盤厚を記録し、同等以上の舗装路盤構成で復旧すること。（別紙2参照）

ただし、現状がオーバーレイ工法などにより必要以上に表層が設けられ、かつ路床が安定している場合は、別途相談すること。

なお、縦断掘削で舗装全幅もしくは一車線全幅の打換えを行う場合、または、掘削深さが1m以内かつ埋戻しを良質土で全土入替えする場合（縦・横断掘削）は、本復旧において影響幅分の上層路盤の入替えを省略できる。（別紙3参照）

ただし、本復旧施工前に掘削断面及び影響幅に沈下が認められた場合は影響幅分を含めて上層路盤の入替えを実施すること。

### (2) 仮復旧

ア 仮復旧は工事終了後、ただちに実施することを原則とする。やむを得ずただちに実施できない場合は、路盤の碎石の飛散や洗堀等により、通行に支障を生じさせないように適切な措置を講じること。

イ 仮復旧工事完了後ただちに、道路占用工事(仮復旧)完了届を提出すること。

（松本市市道の占用等に関する規則第10条）届出は許可単位で提出すること。

ウ 仮復旧の完了届には下記の写真を添付すること。

- ・ 着手前・各工程の作業中と検測、完了。
- ・ 鞆管による施工の場合、打設状況が確認できるもの。（真横から撮影）
- ・ 埋め戻し状況のわかるもの。（水締め状況写真含む）
- ・ 既設表層厚・上層路盤厚が確認できるもの。
- ・ 仮復旧の幅及び延長が確認できるもの。（路肩までの舗装残余幅の確認）

エ 仮復旧終了後本復旧までの間は、占用者において常に保守点検を行い、十分な維持管理をすること。

### (3) 本復旧（自主復旧）

ア 復旧範囲は掘削線から両側30cm以上とする。

ただし、本復旧の残余幅員が路肩またはセンターラインから1.2m未満の場合、または、舗装幅員が3m以下の場合、全幅にわたり本復旧すること。（別紙4参照）

また、2車線以上の道路で縦断掘削する場合は、原則1車線全幅を本復旧すること。（図7参照）

イ 大型車の交通量が多い（大型車交通量1方向250台/日以上）道路は、進行方向に対してV型・◇型の形状で本復旧を行うこと。（図8参照）

ウ 同時期に複数箇所を掘削し、互いの本復旧範囲が1.2m未満の場合は、その間も本復旧を行うこと。(図9参照)

ただし、分譲地などで複数の引込、取付け管等を設置する場合(4(6))や、既設管を閉栓し、新たに引込、取付け管を設置する場合(同(7))は、適用しない。(掘削箇所を最小数とし、できない場合は、その間隔に関わらず本復旧の対象とする)(図5・6参照)

エ このほか、道路の状況、掘削位置などによっては、上記によらず復旧範囲の追加を指示する。(別紙4参照)

また、本復旧の施工範囲の形状は、原則、カッターの交差を2箇所までとする。

オ 仮復旧後おおむね4ヶ月以上6ヶ月以内に実施すること。

カ 工事着手10日前迄には施工範囲と舗装構成を明示した図面を添付し、道路占用工事(路面舗装本復旧)着手届を提出すること。

また、5(1)イの上層路盤の施工を本復旧時に省略する場合は、本復旧着手届提出時に検測写真を添付すること。

ただし、冬期間(12月下旬～3月中旬)の本復旧は認めない。(松本市市道の占用に関する規則第11条)

キ 本復旧終了後直ちに、道路占用工事(本復旧)完了届を提出し検査を受けること。(松本市市道の占用に関する規則第11条)届出は許可単位で提出すること。

ク 検査は道路占用工事完了届提出後1ヶ月以内に行ない、検査結果を占用者等に報告する。

ケ 本復旧の完了届には以下の写真を添付すること。

- ・ 本復旧前の仮復旧の幅及び延長が確認できるもの。
- ・ 表層厚、上層路盤厚が確認できるもの。
- ・ 本復旧の延長及び幅ならびに舗装残余幅が確認できるもの。

コ 本復旧完了届提出期限(参考)

| 申請月    | 本復旧施工時期  | 完了届提出期限 |
|--------|----------|---------|
| 4～7月   | 当年度8～11月 | 当年度1月   |
| 8～9月   | 翌年度4～5月  | 翌年度6月   |
| 10～12月 | 翌年度4～6月  | 翌年度7月   |
| 1～3月   | 翌年度5～9月  | 翌年度10月  |

## 6 掘削規制について

### (1) 掘削を制限する期間

アスファルト及びコンクリート舗装 5年間

なお、規制が解除された箇所であっても舗装が良好な場合は、引き続き可能な限り抑制をおこなう。

新設道路の掘削制限は、舗装工事が完了した日より供用を開始した日(原則、市道認定後の供用開始日)から起算して上記期間を経過した日までとする。

(2) 規制中に掘削する場合の条件

掘削規制期間中にやむを得ず掘削しなければならない場合の本復旧については、通常の復旧幅でなく、原則掘削の中心から両側へ 5m の幅で、道路の幅員が狭い場合は全幅、広い場合は片車線の本復旧を行なう。 (図 10 参照)

7 注意事項

(1) 道路を横断している水路の下に占用物を布設する場合は、原則として水路の布設替えを行うこと。

なお、布設替えできない場合は別途協議する。

(2) 引込、取付け管の占用

ア 水路及び側溝等の下は鞆管を使用、もしくはオーガによる推進工法により施工し、えぐり掘りはしないこと。 (図 11 参照)

イ 鞆管での施工ができない場合は、水路等の布設替若しくは砂により施工すること。

ウ 水路構造物と引込管等との離隔は 30cm 以上を確保すること。

(3) 仮復旧は、工事によって生じた破損箇所も含め行なうこと。

(4) 掘削箇所にわき水又はたまり水が確認された場合には、土砂の流出又は地盤の緩みを防止するために必要な処置を講じること。

(5) 浸透柵周り（浸透層）の掘削はできない。

やむを得ず管路を布設しなければならないときは、鞆管を使用し、管の砂巻きを行わないこと。

(6) 仮復旧の舗装面は現況路面にすり合わせるものとし、余盛り等はしてはならない。

(7) 側溝、水路に掘削土砂や埋戻土が入らない対策を図り、工事完了後は清掃を行うこと。

(8) 現状の路盤構成にセメントや瀝青安定処理などが確認された場合は、仮復旧の埋戻しについて速やかに協議し指示を受けること。

(9) 舗装切断は掘削箇所の範囲に留まるよう注意し、必要以上に切断したときは、その範囲の舗装も剥ぎ取り打ち換えを行うこと。

(10) 明確に工事の不良が起因したと認められる道路の破損等に関しては、本復旧後であっても原因者において修復すること。

(11) 夜間工事については、事前に地元の了解、周知徹底を図ったうえで施工すること。

(12) 通行止め区間については、地元車両等の通行に配慮したうえで、十分な安全確保をすること。

(13) 予告看板は遅くとも工事 1 週間前までには設置し、地元自治会と相談の上、必要に応じて回覧等で工事の周知を図ること。

また、看板には工事の目的、施工者、工事期間、通行規制の方法及び時間帯、連絡先を必ず明示すること。

(14) 工事施工時に境界標を一時移設することが必要な際には、利害関係人立会いのもと十分な注意をはらい必ず復元すること。

なお、万が一境界標がなくなったときは、土地家屋調査士や測量士などの有資格者により復元すること。

(15) 街区基準点付近で、その基準点に支障をきたすおそれのある工事等を施工する際は、街区基準点の保全について事前に維持課と協議の上、工事施工届（松本市街区基準点管理要綱 様式第6号）を提出すること。

## 8 瑕疵担保

占用工事に瑕疵があるときは、占用者に対し瑕疵の補償を請求し、または補修に代えもしくはその補修とともに損害の賠償を請求する。

その期間は、検査合格の日から1年以内であるが、工事の不良が原因と判断できるものは、その期間を過ぎても占用者に当該請求をするもの。

## 9 申請、届出の様式

占用許可に係わる必要な各種様式は、以下のところでダウンロードができます。

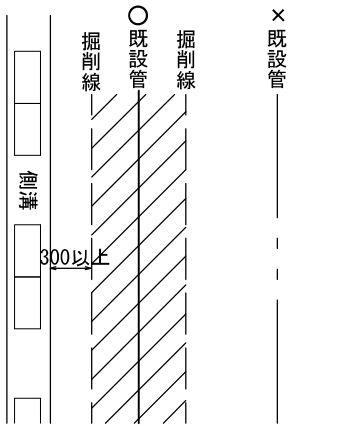
松本市公式ホームページ ⇒ くらし・手続き ⇒ 住まい・道路 ⇒ 道路・水路  
⇒ 市道占用行為について

松本市公式ホームページアドレス

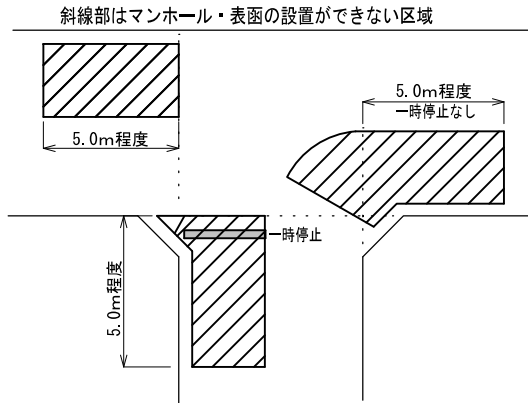
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/benricho/3257.html>



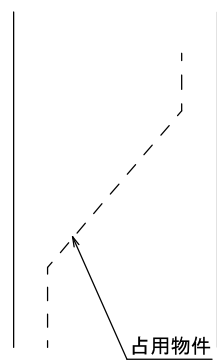
(図1)



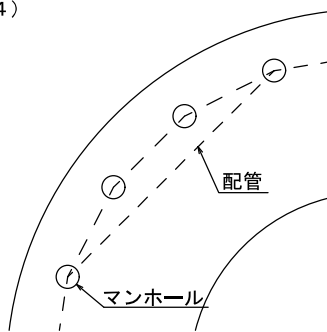
(図2)



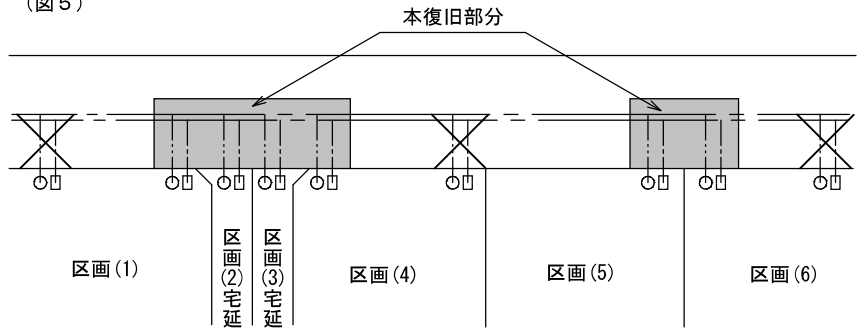
(図3)



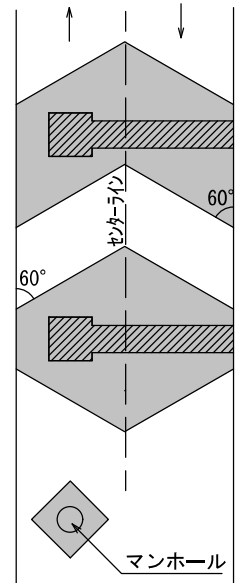
(図4)



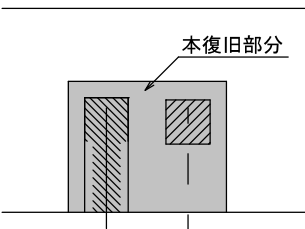
(図5)



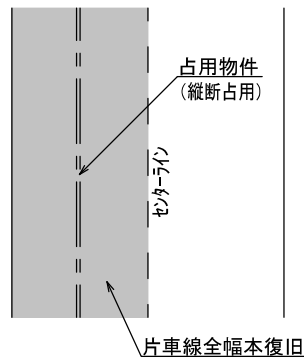
(図8)



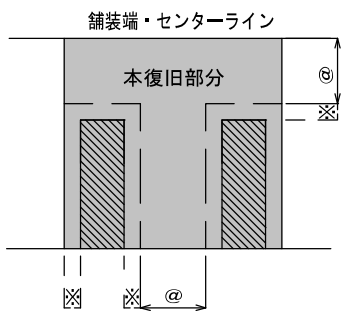
(図6)



(図7)

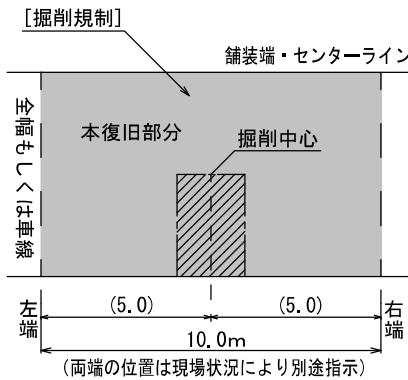


(図9)

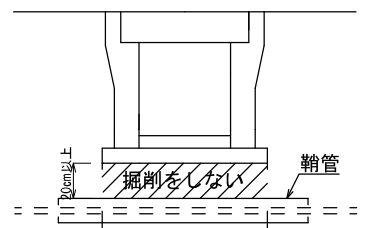


ⓐ1.2m未満は本復旧の対象とする  
(舗装幅員が3.0m以下の場合は全幅)  
※影響幅 (30cm以上)

(図10)



(図11)



## 道路占用許可申請書の書き方

### 1 一般事項

- (1) 申請書は3部提出して下さい。(1部は許可書として返却します)
- (2) 申請書を提出していただいてから許可まで約2～3週間ほどかかりますので、あらかじめご承知おき下さい。

### 2 記入の仕方

- ① 新規、変更、更新のいずれかに○をする。変更又は更新の場合は、以前に受けている許可番号等を記入し、前回の許可書の写しを添付して下さい。
- ② 申請年月日を記入。
- ③ 申請者(占有者)氏名等を記入。(担当部署・担当者名も記入)
- ④ 占用目的を記入。  
(例) 上水道配水管埋設のため
- ⑤ 占用場所を記入。  
「路線名」については、市道名を確認の上記入して下さい。(不明の場合は係の者におたずねください。)また、車道、歩道、その他いずれか、工作物等を設置する箇所(当該箇所)に○をして下さい。  
場所については、公図で地番を確認し道路以外の地先地番を記入して下さい。  
(注) 受益地ではなく占有物件の起終点を記載

#### ⑥ 占有物件について記入

| (例) | 名 称        | 規 模              | 数 量           |
|-----|------------|------------------|---------------|
|     | 水道用ポリエチレン管 | 内(外)径 150(169)mm | L = 5 5 . 8 m |
|     | 給水引込管      | 内径 20 mm         | 1 0 箇所        |
|     | 単口地下式消火栓   | 表函 500×500 mm    | 1 基           |

- ⑦ 占用の期間について記入  
記入不要です。
- ⑧ 占有物件の構造について記入。  
添付図面によって明確なものは、「別紙のとおり」と記入して下さい。
- ⑨ 工事期間について記入。  
工事予定期間を記入して下さい。(工事の必要のないものは記入不要)  
占有許可には約2～3週間を要するので、それを見込んで記入して下さい。
- ⑩ 工事施工方法・通行規制等について記入。  
(例)・車両全面通行止(終日)(夜間開放) ・片側交互通行 ・夜間工事など  
・開削工法(土留め無し)  
・道路幅W=○m 作業幅W=○m 作業延長L=○m 2班編成など
- ⑪ 道路の復旧方法について記入。  
(例)・即日仮復旧の後、○月頃本復旧(自主復旧) A=○m<sup>2</sup>の予定。  
・本復旧は市へ委託する。 本復旧予定面積 A=○m<sup>2</sup>  
(注) 復旧範囲は掘削線から両側 30 cm以上で、路肩または道路のセンターラインまでの距離が 1.2m未満のときは、その残余幅員すべてについても復旧面積に加える。

⑫ 添付図面は一般的に以下のものがが必要です。

- ア 位置図 縮尺 1/1500～2500 程度で目標物が載っているもの。
- イ 占用面積計算表 占用延長、掘削面積、本復旧面積を記載して下さい。
- ウ 平面図 占用箇所（本管及び引込管理設箇所）、官民界を着色して下さい。
- エ 公図の写し 占用箇所、官民界を着色して下さい。
- オ 縦断面図 一定の土被りで埋設するものは、標準断面図に記載することで省略できる。
- カ 横断面図 詳細なもので現場の状況が把握できるものとし、道路幅員及び路肩までの距離を記入してください、（写真に記入しても構いません）
- キ 標準断面図 埋め戻し方法、路盤舗装構成、管土被りなどを明記して下さい。
- ク 行為面積計算図 掘削範囲、本復旧の範囲がわかる図面を添付して下さい。
- ケ 構造図、配管図等
- コ 現況写真 起点、終点及び中間点（20m 程度の間隔）で撮影し、占用物件の布設位置などを記入する。（横断面図でわかるものは省略できる）
- サ これ以外についても、必要により他の資料の添付をお願いすることがあります。

様式第6号(第6条関係)

松本市市道占用許可申請書

①

|        |        |        |                       |
|--------|--------|--------|-----------------------|
| 新<br>規 | 更<br>新 | 変<br>更 | 松本市指台管第 号<br>平成 年 月 日 |
|--------|--------|--------|-----------------------|

② 平成 年 月 日

(あて先) 松本市長

|                                    |
|------------------------------------|
| ③ 〒<br>住所<br>氏名<br>担当者<br>電話 ( ) - |
|------------------------------------|

道路法 第 32 条の規定により 許可を申請 します。

|         |            |               |                                                                                                                                                                     |
|---------|------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 占用の目的   | ④          |               |                                                                                                                                                                     |
| 占用の場所   | 路線名        | 市道 ⑤          | 号線 車道・歩道・その他                                                                                                                                                        |
|         | 場所         | 松本市           |                                                                                                                                                                     |
| 占用物件    | 名称         | 規模            | 数量                                                                                                                                                                  |
|         | ⑥          |               |                                                                                                                                                                     |
| 占用の期間   | 平成 年 月 日から | 占用物件 ⑧<br>の構造 | ⑨                                                                                                                                                                   |
|         | 平成 年 月 日まで |               |                                                                                                                                                                     |
| 工事の時期   | 平成 年 月 日から | 工事実施 ⑩<br>の方法 | ⑪                                                                                                                                                                   |
|         | 平成 年 月 日まで |               |                                                                                                                                                                     |
| 道路の復旧方法 | ⑪          | 添付書類 ⑫        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図</li> <li>・公図写し・実測平面図</li> <li>・横断面図・縦断面図</li> <li>・行為面積計算図</li> <li>・構造図</li> <li>・設計書又は仕様書</li> <li>・現況写真 他</li> </ul> |
| 備考      | ⑬          |               |                                                                                                                                                                     |

⑬ 上下水道工事等で、施主による自営工事の場合は、必ず「自営工事」と記入し、施工業者名、担当者、連絡先を記載すること。

別の占用工事と同時施工する場合や、道路整備工事の一環として施工する場合も、その関連工事を記載して下さい。

その他記載事項がある場合は、この欄に記入して下さい。

## 道路掘削許可申請書の書き方

### 1. 一般的事項

- (1) 掘削許可申請については、占用物件である埋設物本支管等から各戸への取出し等道路横断で行なわれる、軽易な掘削工事についてのみ対象となるものです。(占用料徴収に関する条例第6条4項に該当し、占用料が減免となるもの)
- (2) 申請書と同時に許可書も作成して下さい。また、掘削申請の際には、道路工事届(消防署提出用1部)及び道路使用許可申請書(警察署提出用2部)を同時に提出して下さい。
- (3) 申請書の提出があつてから許可まで1週間ほどかかりますので、あらかじめご承知おき下さい。

### 2. 記入の仕方

- ① 申請年月日を記入して下さい。
- ② 申請者住所氏名の他担当部署、担当者名も記入して下さい。(本管占用者と同一とし、個人、施工業者では申請できません)
- ③ 占用等の目的を記入して下さい。  
(例) ・上水道給水管引き込みのため  
・ガス引き込み管設置のため  
・アース接地工事のため
- ④ 工事場所を記入して下さい。  
「路線名」については、市道名を記入して下さい。(市道でない赤線等は認定外道路と記入)また、車道、歩道、その他の該当する箇所へ○をして下さい。場所は地先の住居表示で丁目や番地まで記入して下さい。
- ⑤ 工事期間について記入。  
工事施工予定日を特定し記入して下さい。なお、やむを得ず施工日が定まらない場合は、最大限14日の期間を設定の上、その内の1日で工事を行なう事として下さい。
- ⑥ 道路状況について記入  
該当するものを○で囲んで下さい。
- ⑦ 同時施工の有無について記入  
同時に工事を行うものの種別、工事内容について記入して下さい。
- ⑧ 舗装仮復旧の有無、舗装本復旧の施工予定及び復旧面積を記入して下さい。  
通常は4ヶ月以上6ヶ月以内の自然転圧期間を経過後、本復旧をすることになっていきますので、工事箇所の地域事情、地質状況及び季節等を考慮の上、予定月を記入して下さい。また、仮復旧や本復旧が必要ない場合はその理由を明記して下さい。
- ⑨ 道路通行制限などについて  
通行規制の方法、作業時間帯について記入して下さい。
- ⑩ 工事施工者について記入して下さい。  
工事を請け負う施工者、及び現場責任者、連絡先について記入して下さい。
- ⑪ 他に特記事項がある場合には、この欄に記入して下さい。
- ⑫ 位置図には工事に関係する土地だけではなく、掘削箇所も明示して下さい。  
写真には占用物の位置及び掘削予定箇所の範囲を記入して下さい。  
写真は道路に対して縦断および横断方向の2枚を添付して下さい。

# 道路掘削許可申請書

令和 年 <sup>①</sup> 月 日

(あて先) 松本市長

住所  
氏名 <sup>②</sup>  
(担当者)

次により、道路掘削工事を行いたいので申請します。

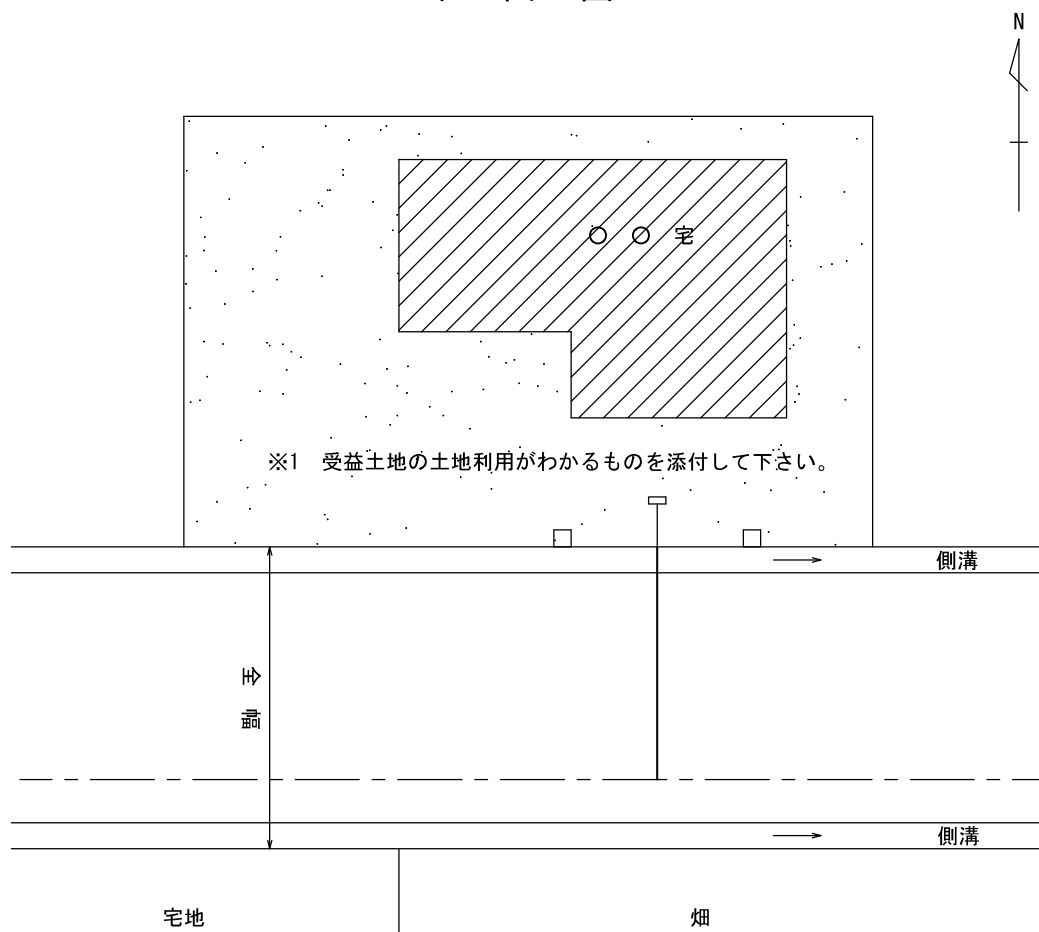
|                        |                                         |     |          |
|------------------------|-----------------------------------------|-----|----------|
| 掘削の目的                  | ③                                       |     |          |
| ④<br>掘削の場所             | 路線名                                     | 市道  | 号線       |
|                        | 場所                                      | 松本市 |          |
| ⑤<br>工事の期間             | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 までのうち 日間           |     |          |
| ⑥<br>道路状況              | 掘削規制 無・有 アスファルト・コンクリート・砂利・その他( )        |     |          |
| ⑦<br>同時施工              | 無・有 (上水・下水・ガス・他( ) / 同一溝内・別々(別途申請))     |     |          |
| ⑧<br>完了予定日<br>(本復旧の予定) | 仮復旧 有・無 (無の理由 )                         |     |          |
|                        | 平成 年 月 日 施工予定 / 本復旧面積 A= m <sup>2</sup> |     |          |
| ⑨<br>通行規制の方法           | 全面通行止・片側通行止・その他( )                      |     |          |
| ⑩<br>工事施工者             | 会社名                                     |     | 請負・直営・自営 |
|                        | 責任者                                     |     | 連絡先      |
| ⑪<br>備考                |                                         |     |          |

※ 添付書類：位置図(1/2,500程度)、付近見取図、掘削及び復旧の平面、断面、側面図、写真 <sup>⑫</sup>

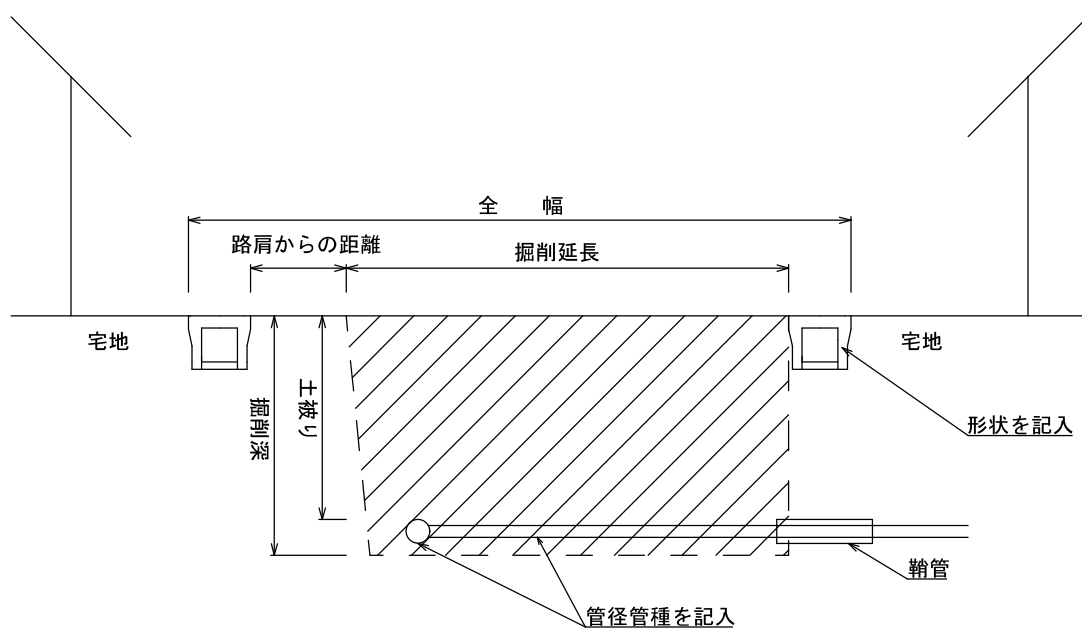
上記について、次により許可してよろしいか。

|             |             |      |    |      |    |        |      |     |
|-------------|-------------|------|----|------|----|--------|------|-----|
| 処<br>裁<br>欄 | 決<br>裁<br>欄 | 管理担当 |    | 維持担当 |    | 課長     | 指令番号 |     |
|             |             | 担当   | 係長 | 係    | 係長 |        | 第 号  |     |
|             |             |      |    |      |    |        | 許可日  | . . |
|             | (特記等)       |      |    |      |    |        |      |     |
| 欄           |             |      |    |      |    | 仮復旧完了日 | . .  |     |
|             |             |      |    |      |    | 本復旧完了日 | . .  |     |

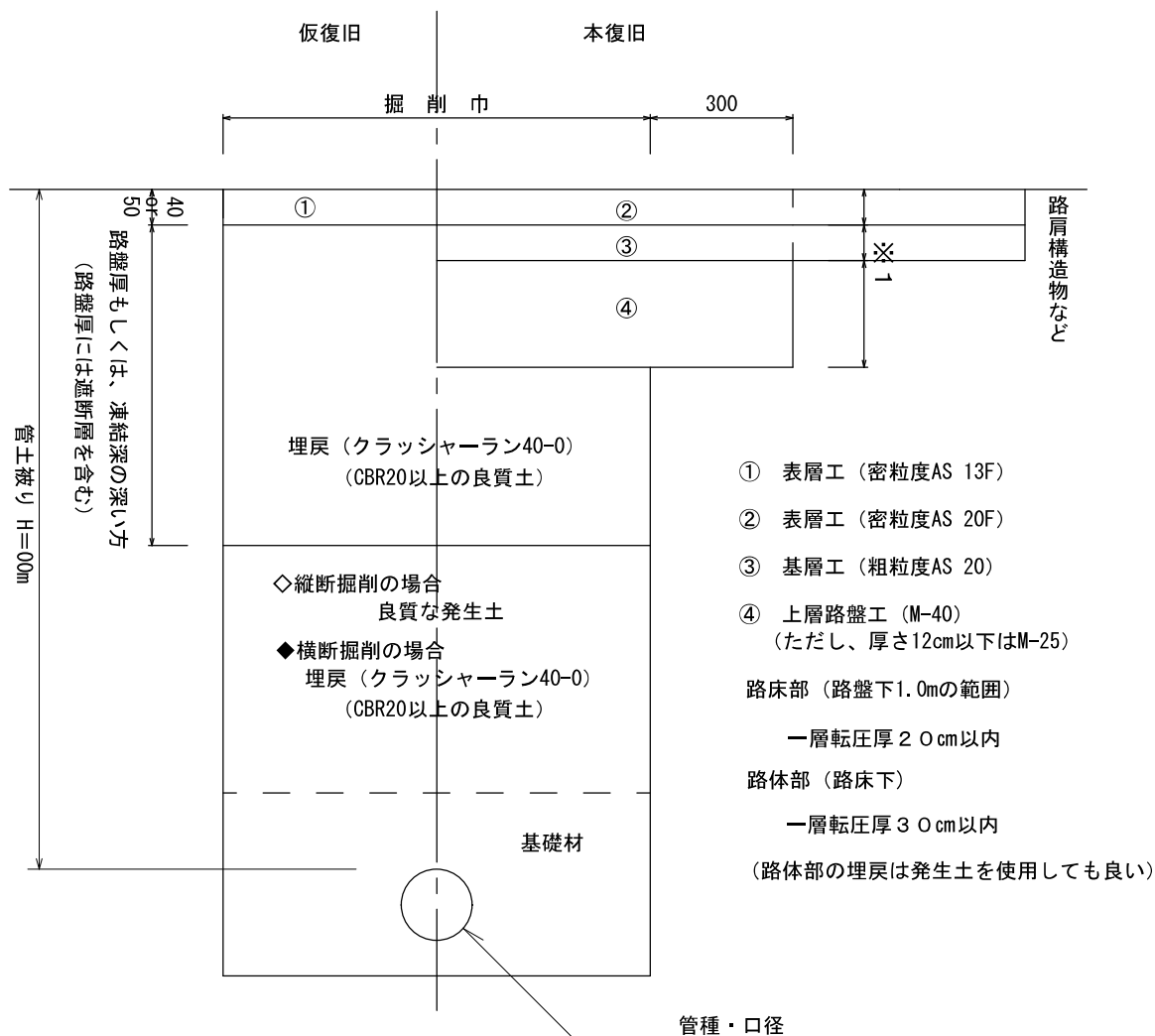
平面図



掘削断面図（側面図）



標準断面図（掘削・復旧断面図）



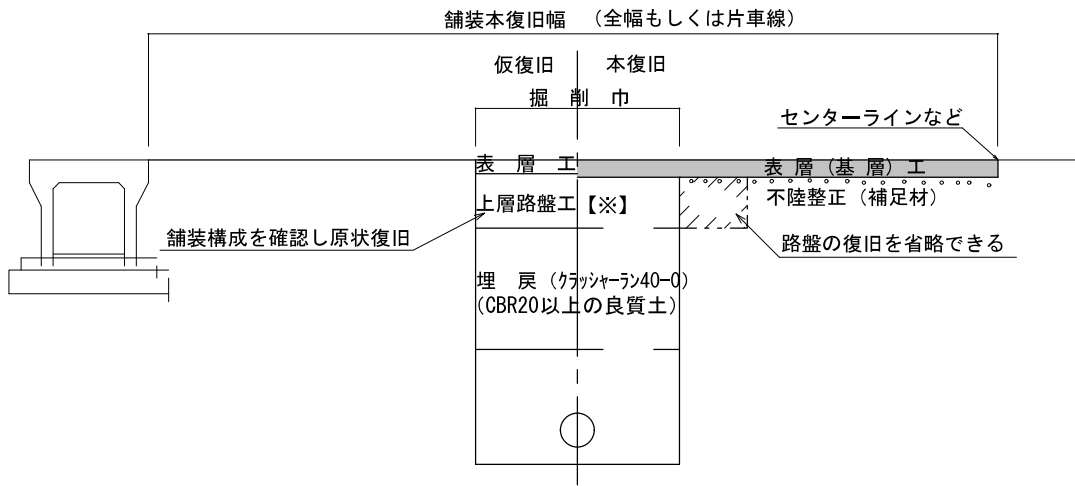
※1 舗装復旧の舗装路盤構成は、原則、原状の舗装路盤構成とする。(舗装厚・安定処理など)  
縦断掘削で舗装全幅もしくは一車線全幅において打ち換えするときなどの例外規定あり  
(別途、舗装本復旧断面図(例外)参照)

舗装復旧断面図（例外）

【影響幅分の上層路盤工の省略】

- ① 縦断掘削で舗装全幅もしくは一車線全幅の打換えを行う場合  
(ローラー系の転圧機械を使用するものに限る)
- ② 掘削深さが1m以内かつ良質土で埋戻しの全土入替えを行う場合（縦・横断掘削）

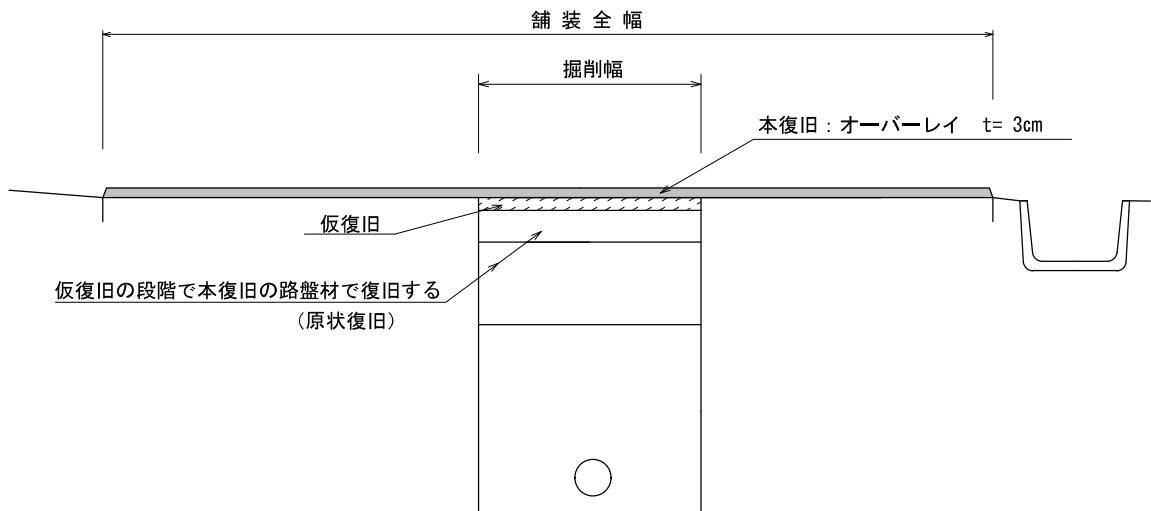
【※】仮復旧の段階で、本復旧で施工予定（原状と同種同等）の路盤材を先行し施工することで、影響幅分（下図斜線部）の路盤入れ替えを省略し、表層（基層）工の施工のみとできる。ただし、本復旧施工前に掘削断面及び影響幅に沈下が認められないものに限る。



注) 側溝や隣地に対して舗装が高く盛り上がり、路面の高さを下げることが可能なときは側溝などを基準に計画高を決定し、復旧の路盤構成を構築する。

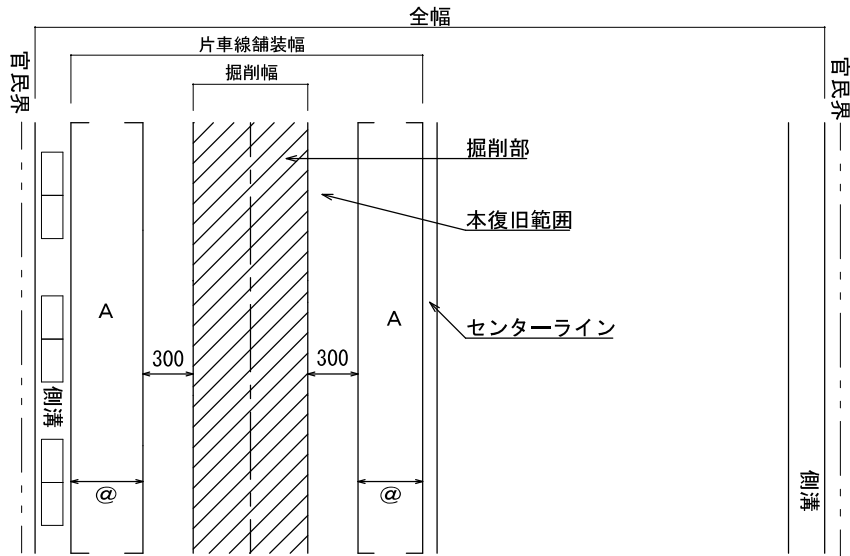
【仮復旧の舗装剥ぎ取りの省略】

- ③ 縦断掘削でオーバーレイ工法が可能な場合



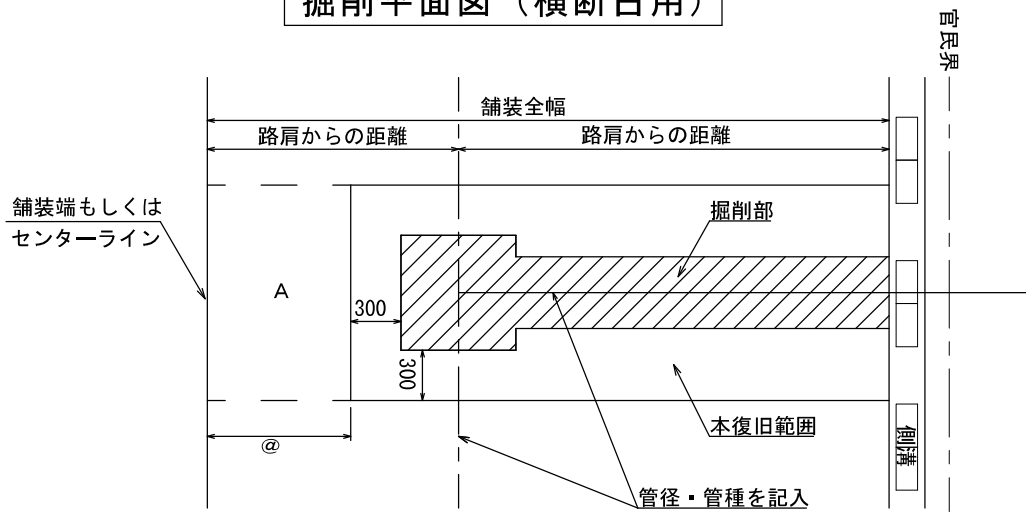
注) 適用の可否については、事前に現場状況の確認等を行い判断します。

掘削平面図（縦断占用）

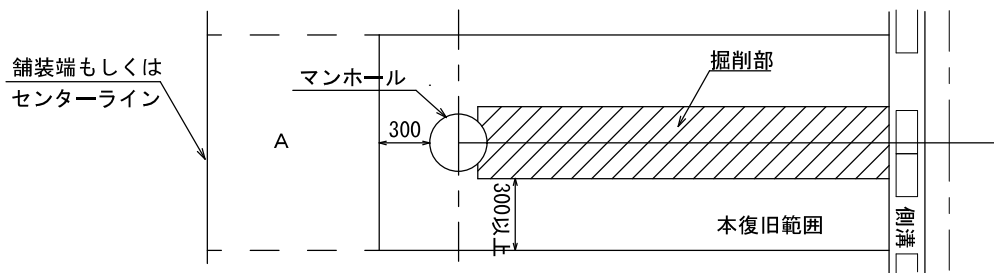


- ※1 本復旧残余幅員@が1.2m未満のときは、Aまで含め舗装(車線)全幅の本復旧を行ってください。
- ※2 道路舗装幅員が3.0m以下のときは、残余幅員の距離にかかわらず全幅復旧を行って下さい。
- ※3 上記に関わらず道路管理上必要とするときは、道路全線の全幅復旧を指示します。

掘削平面図（横断占用）



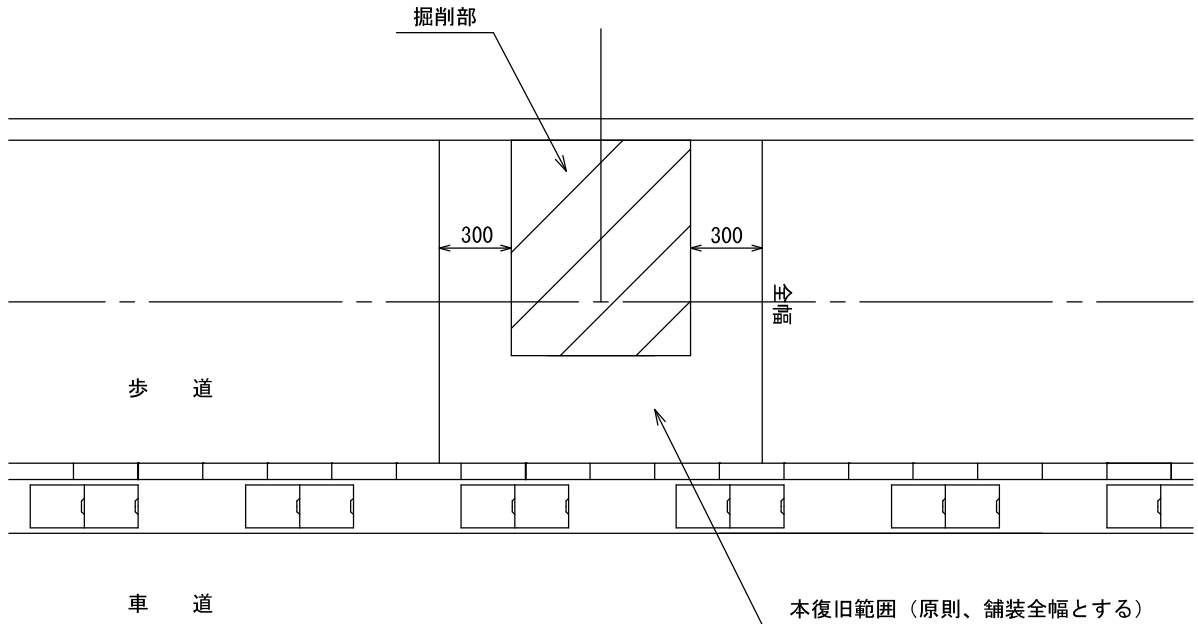
- ※1 本復旧残余幅員@が1.2m未満のときは、Aまで含め舗装(車線)全幅の本復旧を行ってください。
- ※2 道路舗装幅員が3.0m以下のときは、残余幅員の距離にかかわらず全幅復旧を行って下さい。
- ※3 原則、本復旧の施工範囲は、舗装カッターの交差が2箇所までとなる形状として下さい。



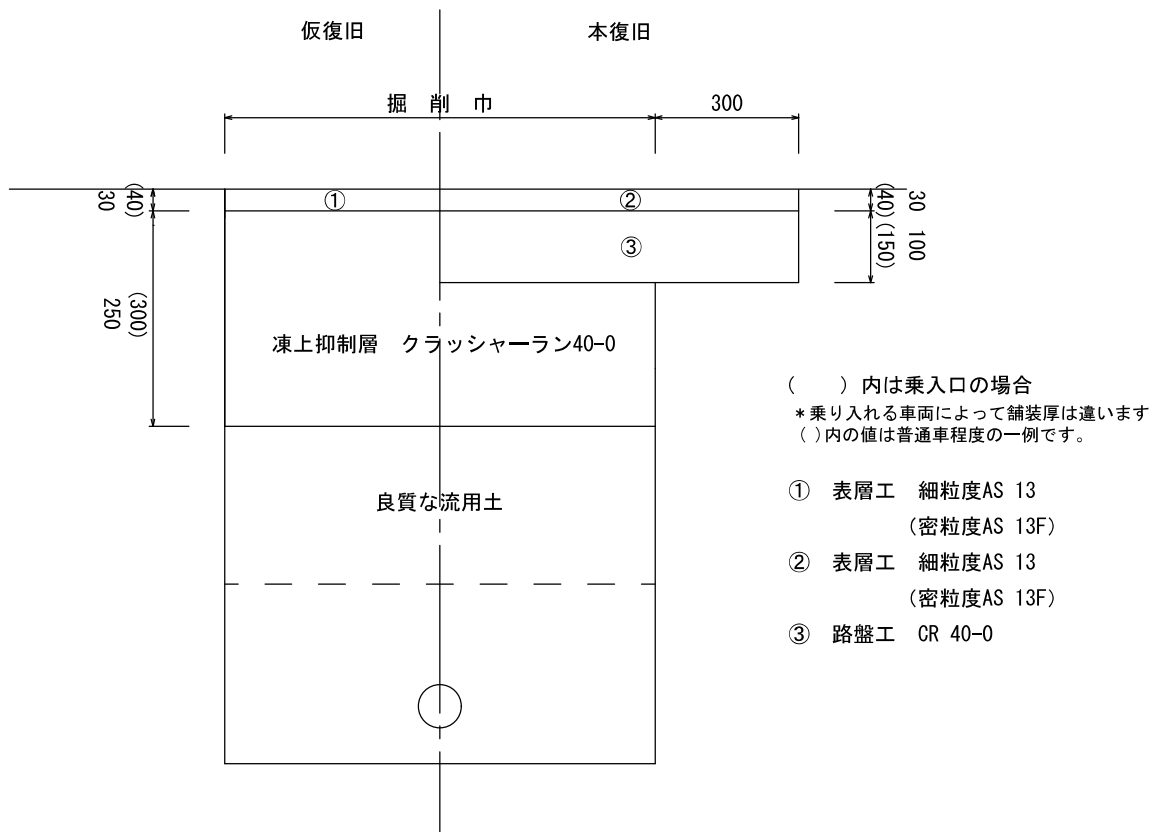
- ※ マンホールなどの表函がある場合については、マンホール周り全体を包んで本復旧を行ってください。

歩道部

平面図



標準断面図



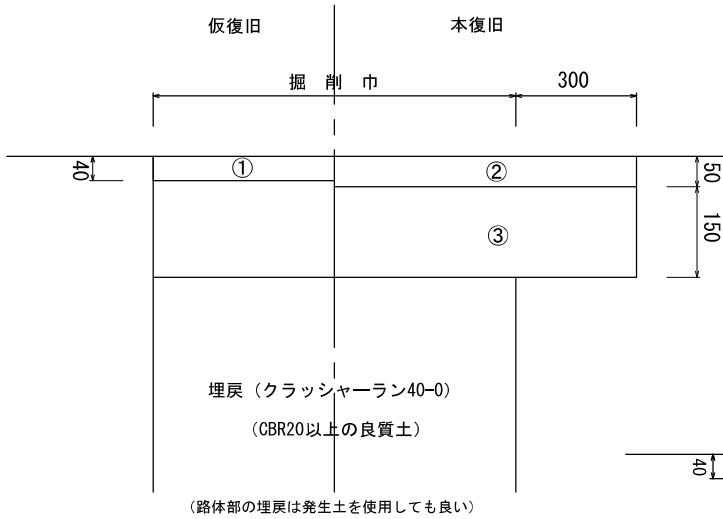
※ 施工条件によっては、仮復旧を行わず、管理設時において影響幅を含めた本復旧を行うことも可能。

舗装復旧構成（参考）

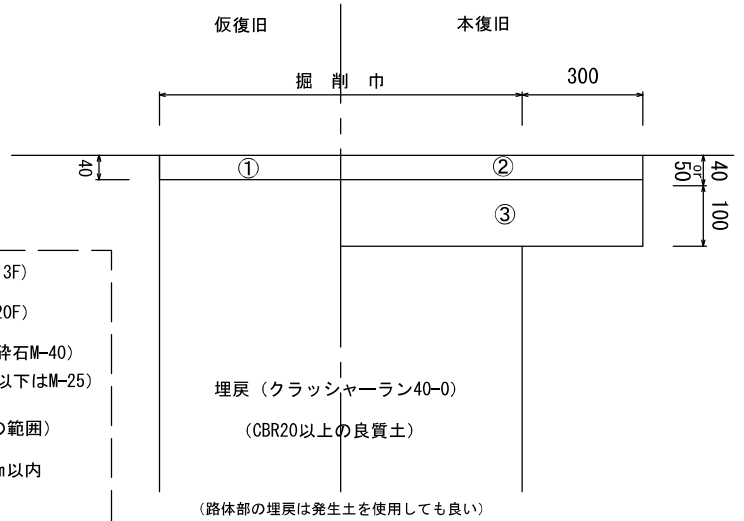
注）交通量だけでなく、路床の支持力などにより舗装構成は異なる。

交通量が多い幅員の広い道路

（大型車交通量 1 方向250台/日未満）



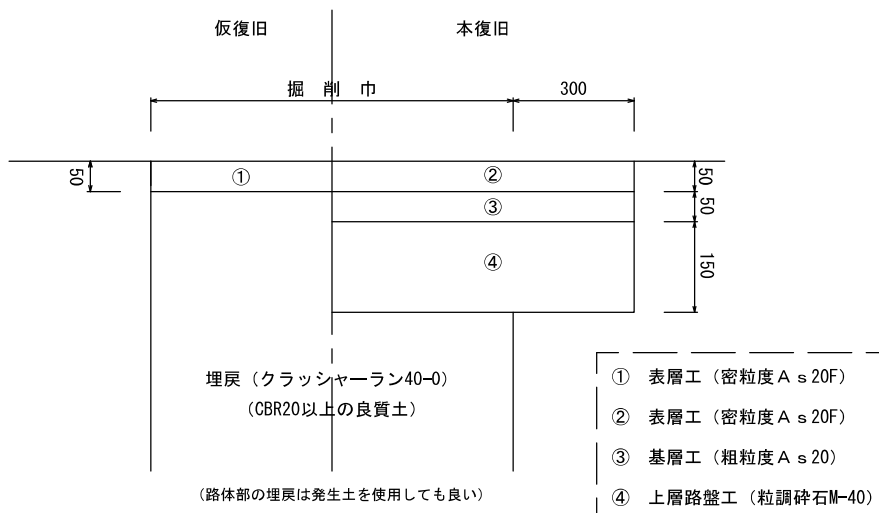
交通量の少ない生活道路



- ① 表層工（密粒度As13F）
- ② 表層工（密粒度As20F）
- ③ 上層路盤工（粒調碎石M-40）  
（ただし、厚さ12cm以下はM-25）
- 路床部（路盤下1.0mの範囲）  
一層転圧厚 20cm 以内
- 路体部（路床下）  
一層転圧厚 30cm 以内

交通量が多い2車線以上の道路

（大型車交通量 1 方向250台/日以上）



- ① 表層工（密粒度As20F）
- ② 表層工（密粒度As20F）
- ③ 基層工（粗粒度As20）
- ④ 上層路盤工（粒調碎石M-40）